

## 令和3年度4月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年4月26日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所 大会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員 1番 池田 正巳      2番 越阪部 勲      5番 糟谷 裕義  
6番 増田 貴雄      7番 池田 稔      8番 鈴木 浩之  
9番 見澤 幸一      10番 石井 一      11番 川口 浩  
12番 栗原 茂      13番 大舘 浩一      14番 石井 進  
15番 水村 英紀      16番 本橋 与志喜      17番 新井 祥穂

欠席委員 3番 越阪部 一      4番 内野 喜昭

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号5番 糟谷裕義委員 6番 増田貴雄委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字神米金字八雲ヶ原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2,333平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北原町です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は178平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地に貸駐車場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,461平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

### 4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は164平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字城字十三部です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は173.2平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、通路及び直販カート置場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農用地です。申請事由は申請地を借り受け来客用駐車場、通路及び直販カートを設置するもので6か月間の一時転用

です。

申請番号3番、所在地は林二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて455平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

## 5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議 長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,608平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字中丸の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,685平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間です。

以上の2件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

## 6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議 長： 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字中台ノ元の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,994平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年5月1日から令和5年3月31日までの1年間11か月です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 農地中間管理機構から農地の転貸先はどちらになるのですか。

事務局： 明日の農業担い手育成塾の研修生に貸す予定です。

委員： 農地中間管理機構を利用する利点はどのようなものがありますか。

事務局： 農家が借りる場合は補助金等の利点があります。今回の案件は就農するための研修で農地を借りる必要があるため、農地中間管理機構を利用しています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

## 7 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、18件の届出がありました。

「報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明をしました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届について」は、2件の届出がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。